

掛川市条例第27号

掛川市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市都市公園条例の一部を改正する条例

掛川市都市公園条例（平成17年掛川市条例第133号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第1章・第1章の2（略）</p> <p>第2章 都市公園の管理（第3条—<u>第20条</u>）</p> <p>第3章・第4章（略）</p> <p>附則</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第9条 指定管理者管理公園（森林果樹公園を除く。<u>以下第11条まで</u>において同じ。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（使用の許可の取消し等）</p> <p>第11条 指定管理者は、指定管理者管理公園の使用の許可を受けた者（次項において「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第15条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第4項の許可を受けた者は、別表第2に<u>掲げる額</u>の使用料を納付しなければならない。</p> <p><u>2 第9条第1項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければなら</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章・第1章の2（略）</p> <p>第2章 都市公園の管理（第3条—<u>第20条の4</u>）</p> <p>第3章・第4章（略）</p> <p>附則</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第9条 指定管理者管理公園（森林果樹公園を除く。<u>以下この条から第11条まで及び第20条の2</u>において同じ。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（使用の許可の取消し等）</p> <p>第11条 指定管理者は、指定管理者管理公園の使用の許可を受けた者（次項<u>及び第20条の2</u>において「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第15条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第4項の許可を受けた者（<u>以下「公園施設設置者等」という。</u>）は、別表第2に<u>定める額</u>の使用料を納付しなければならない。</p> |

い。

(使用料の徴収)

第16条 前条第1項の使用料は、許可の際徴収する。ただし、同項に規定する許可に係る行為の期間が2会計年度以上にわたるものは、初年度分については許可の際に、次年度以後の分については当該年度の当初に徴収する。

2 前条第2項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第15条各項に規定する者（以下「使用者等」という。）の責めに帰することができない理由により同条各項に規定する許可に係る行為（以下「使用等」という。）をすることができなくなったとき。
- (2) 市の都合で使用等の許可を取り消したとき。
- (3) 使用者等が使用等の取消しを願い出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (4) (略)

(権利譲渡の禁止)

第19条 使用者等は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(監督処分)

第20条 (略)

(使用料の徴収)

第16条 使用料は、前条に規定する許可の際徴収する。ただし、当該許可に係る行為（以下「当該行為」という。）の期間が2会計年度以上にわたるものは、初年度分については許可の際に、次年度以後の分については当該年度の当初に徴収する。

(使用料の不還付)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公園施設設置者等の責めに帰することができない理由により当該行為をすることができなくなったとき。
- (2) 市の都合で当該行為の許可を取り消したとき。
- (3) 公園施設設置者等が当該行為の取消しを願い出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (4) (略)

(権利譲渡の禁止)

第19条 公園施設設置者等は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(監督処分)

第20条 (略)

(利用料金)

第20条の2 使用者は、指定管理者に対し、指定管理者管理公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表第3に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第3章 雑則</p> <p style="text-align: center;">(届出)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>前条第1項</u>又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が当該命ぜられた措置を完了したとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(損害賠償)</p> <p>第22条 <u>使用者等</u>が故意又は過失により公園施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害額を賠償しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)</p> <p>第23条 第3条から第6条まで及び第12条から前条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</p> | <p style="text-align: center;"><u>指定管理者が定めるものとする。</u></p> <p>4 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(利用料金の減免)</u></p> <p>第20条の3 <u>指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(利用料金の不還付)</u></p> <p>第20条の4 <u>既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 雑則</p> <p style="text-align: center;">(届出)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第20条第1項</u>又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が当該命ぜられた措置を完了したとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(損害賠償)</p> <p>第22条 <u>使用者又は公園施設設置者等</u>が故意又は過失により公園施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害額を賠償しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)</p> <p>第23条 第3条から第6条まで及び第12条から前条まで <u>(第20条の2から第20条の4までを除く。)</u>の規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</p> |
|--|--|

別表第3を次のように改める。

別表第3（第20条の2関係）

1 研修室等

| 区分 室名 | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後9時まで | 全 日 |
|----------|----------------|------------------|------------------|--------|
| 大研修室 | 2,400円 | 3,130円 | 3,870円 | 9,400円 |
| 研修室1 | 1,150円 | 1,560円 | 1,880円 | 4,590円 |
| 研修室2 | 1,150円 | 1,560円 | 1,880円 | 4,590円 |
| 研修室3 | 830円 | 1,150円 | 1,350円 | 3,330円 |
| 和室研修室 | 1,150円 | 1,560円 | 1,880円 | 4,590円 |
| 多目的ホール | 1,560円 | 2,080円 | 2,500円 | 6,140円 |

備考 市内に住所を有する者で、年齢が65歳（市長が特に認める者にあつては、60歳）以上のもの又は身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたものの利用料金は、無料とする。

2 屋内遊び場

| 施設名 | 利用者区分 | 利用料金 |
|-------|-------------|-------------|
| 屋内遊び場 | 市民（乳児を除く。） | 1人1回につき400円 |
| | その他（乳児を除く。） | 1人1回につき500円 |
| | 乳児 | 無料 |

備考

- 1 市民とは、市内に住所を有する者をいう。
- 2 乳児とは、年齢が1歳未満の者をいう。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の掛川市都市公園条例（以下「新条例」という。）第20条の2第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表第3に定める額の範囲内で行うことができる。